

報告第 3 号

令和 6 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川崎市一般会計の事故繰越し繰越額について次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

令和6年度 川崎市一般会計

事故繰越し繰越計算書

1 地方自治法第220条第3項ただし書の規定による繰越額

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額
				支出済額	支出未済額	
健康 5福祉費	老人 4福祉費	地域密着型 サービス 推進事業	円 65,000,000	円 -	円 65,000,000	円 -
建設 8緑政費	道路 2橋りょう費	橋りょう架設 改良事業	32,935,379	27,585,379	5,350,000	-
	5河川費	河川整備事業	255,622,121	95,414,621	160,207,500	63,692,500
	小計		288,557,500	123,000,000	165,557,500	63,692,500
9港湾費	1港湾管理費	船舶新造事業	85,314,900	31,890,000	53,424,900	-
	2港湾建設費	港湾工事負担金	6,654,000,000	5,234,907,000	1,419,093,000	-
	小計		6,739,314,900	5,266,797,000	1,472,517,900	-
合計			7,092,872,400	5,389,797,000	1,703,075,400	63,692,500

翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円 65,000,000	円 －	円 －	円 65,000,000	円 －	円 －	施工中の不具合により不測の日時を要したため。
5,350,000	1,350,000	－	4,000,000	－	－	関係者との調整に不測の日時を要したため。
223,900,000	17,900,000	－	206,000,000	－	－	関係者との調整及び支障物の撤去に不測の日時を要したため。
229,250,000	19,250,000	－	210,000,000	－	－	
53,424,900	13,424,900	－	40,000,000	－	－	充電設備の完成に不測の日時を要したため。
1,419,093,000	30,093,000	－	1,389,000,000	－	－	施工機材の調達に不測の日時を要したため。
1,472,517,900	43,517,900	－	1,429,000,000	－	－	
1,766,767,900	62,767,900	－	1,704,000,000	－	－	